

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	伊豆諸島ブロック低潮線保全区域巡視に係わる傭船業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 深澤 淳志 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成26年7月4日
契約の相手方の氏名及び住所	八丈島漁業協同組合 八丈島八丈町三根4206
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,800,060
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,800,060
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、排他的経済水域の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要がある「低潮線保全区域」を「低潮線保全法(略称)の一部の施行について」(平成23年6月1日付けで国河政第33号、国港振第13号河川局長及び港湾局長通達)に基づき、制限行為の有無、低潮線及びその周辺の状況等を職員が把握するため、船を傭船するものである。</p> <p>関東地方整備局管内では、本業務の対象区域である伊豆諸島をはじめ、小笠原諸島の他、東京から約1,700kmに位置する沖ノ鳥島等45区域を所管している。</p> <p>通達では、地形変化等の直接目視をおこなうため局所管の防災ヘリコプター等により巡視することとされているが、本業務で対象とする巡視区域においては、飛行距離や緊急装備の準備が不可能であり、「船」による巡視を行わざるをえない。</p> <p>船による低潮線保全区域の巡視にあたっては、直接目視の観点から出来る限り保全区域に近づくことや、気象の変化に応じた安全な航行が求められる。</p> <p>そのためには、周辺の海底地形等の現場状況や潮流・天候の変化など海象・気象状況の専門知識が必要である。</p> <p>八丈島漁業協同組合は、保全区域周辺の専門知識と豊富な経験を要する唯一の組合である。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行する上で必要十分な能力を有し、本業務の目的を的確に達成し得る業者は「八丈島漁業協同組合」以外になく、唯一適当な組合である。</p> <p>よって、八丈島漁業協同組合と随意契約を実施するものである。</p>
備考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。